入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付す。

令和８年10月30日

支出負担行為担当官
九州防衛局長　伊藤和己
（公 印 省 略）

1　工事概要

(1) 工事名　久留米（８）隊庁舎新設電気工事

(2) 工事場所　福岡県久留米市

(3) 工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。

・隊庁舎新設（鉄筋コンクリート造７階建て／延べ面積　約14,000㎡）に係る付帯電気及び通信　一式

・構内配電線路　一式

・構内通信線路　一式

(4) 工期　契約締結日の翌日から令和10年３月31日まで

(5) 本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

(6) 本工事は、賃上げを実施する中小企業等に対して総合評価における加点を行う工事である。

(7) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳明細書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

(8) 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

(9) 受注者からの請求による(7)の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳明細書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

(10) (7)の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行

うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。

(11) (7)の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

(12) 将来予定される本工事の残余部分の工事（以下「後工事」という。）に当たっては、本工事受注者との随意契約を予定している。ただし、必要となる要件を満たす企業等が後工事への参加を希望する場合には、一般競争入札とする。

後工事に当たっては、本工事の監理技術者が兼ねることができる。

後工事の積算に当たっては、本工事の落札結果を反映させるものとする。

(13) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積及び根拠資料の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性を確認できた見積を積算価格に反映させる「見積活用方式」の試行工事である。見積の提出期限までに「土工事に対する直接工事費」について記載した見積及び根拠資料（以下「見積等」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。

(14) 見積活用方式とした価格（以下「見積活用価格」という。）について、本工事は交付の対象とする。原則として、競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格を有すると認められた者に対して、入札書の提出期限の６日前（行政機関の休日を除く）（令和９年１月12日）までに電子入札システムにより交付する。

なお、「見積活用価格の採用結果」は、契約書第１条の設計図書ではなく、見積上の参考資料であり、その有効期限は、本工事の開札日までとする。

(15) 本工事は、現場閉所により週休２日を確保する「完全週休２日制工事（土日）」の試行対象工事である。

(16) 見積参考資料の交付について

本工事は、一般競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格があると認められた者に対し、入札説明書に示す入札書の提出期限の６日前（行政機関の休日を除く）（令和９年１月12日）までに見積参考資料を交付する試行工事である。

なお、「見積参考資料」は、建設工事請負契約書第１条の設計図書には該当せず、見積書作成の参考資料であり、その有効期限は本工事の開札日までとする。

(17) 指定品目の精算について

本工事に含まれる指定品目の精算に当たっては、建設工事請負契約書第27条第５項に基づく請求（単品スライド）があった場合において指定品目を１品目としてスライド判定を行う（「特例措置」）又は、実際の購入金額を基に設計変更を行うことを受注者が選択可能である。

(18) 単品スライドの「特例措置」による精算について

特記仕様書に記載する指定品目については、契約後に建設工事請負契約書第27条第５項（単品スライド）による請求があった場合、１品目としてスライド判定を行う（「特例措置」）ものとする。

(19) 指定品目の設計変更による精算について

特記仕様書に記載する指定品目については、実際の購入金額を基に設計変更を行うことが可能である。

ただし、指定品目に係る別途調達経費についての設計変更内容は、工事請負契約書第27条(スライド条項)の対象外とする。なお、全体スライドまたはインフレスライド請求があった場合には、労務費のみスライドの対象とする。

(20) 本工事は、受注企業の支援を前提とした監理技術者等に求める同種工事の経験の大幅な緩和を行う試行工事である。なお、契約後は、企業としての監理技術者等支援策を施工計画書等に記載し提出するものとし、監理技術者等支援を未実施の場合には、工事成績評点を減ずることとする。

(21) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

(22) その他

ア　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者に申請のうえ紙入札方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えるものとする。申請の方法は、入札説明書による。

イ　本工事は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う工事である。ただし、電子契約システムにより難い場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代えることができるものとする。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年10月30日付九州防衛局長）に示す手続きに従い、久留米（８）隊庁舎新設電気工事に係る特定ＪＶとして資格審査結果の通知を受けた者であること。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない。

(2) 防衛省における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「電気」で級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望している（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でない。

(4) 防衛省競争参加資格の「電気」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,000点以上であること。ただし、特定ＪＶの代表者以外の構成員は、900点以上であること。

(5) 同種工事として、次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有する。

なお、元請けにおける工事の場合及び防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の５職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事

（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事においては、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、工事が完了していることが分かる発注者の証明をもって、65点以上の工事とみなす。以下、監理技術者又は主任技術者における施工経験において同じ。

【単体又は特定ＪＶ代表者】

① 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、延べ面積1,000㎡以上／（１棟当り）の建物に係る電気設備工事を施工した実績を有する。

② 平成23年度以降入札公告日までに、完成・引渡しを完了した工事のうち、防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、延べ面積1,000㎡以上／（１棟当り）の建物に係る電気設備工事を施工した実績を有する。

【代表者以外の特定ＪＶ構成員】

① 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、延べ面積500㎡以上／（１棟当り）の建物に係る電気設備工事を施工した実績を有する。

② 平成23年度以降入札公告日までに、完成・引渡しを完了した工事のうち、防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、延べ面積500㎡以上／（１棟当り）の建物に係る電気設備工事を施工した実績を有する。

(6) 工事全般の施工計画が適正であること。

(7) 単体又は特定ＪＶの代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を本工事に配置できること。ただし、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任とする。

専任期間は、現場説明書のとおり。

なお、本工事において、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合の詳細は、入札説明書による。

ア １級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

・技術士（技術部門において、電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものに限る。）に合格した者。）の資格を有する者。

・これと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

イ 同種工事として、次の①又は②のうちいずれかを施工した経験を有する者であり、現場施工期間の１/２以上の期間の経験を有していること（現場施工期間とは、契約工期のうち準備工期間、工事完成検査後の後片付け等のみが残っている期間を除いた期間をいう。）。

※ なお、現場施工期間を証明できる資料（実施工程表など、現場施工期間に配置されていた証明）を提出するものとする。）。

【単体又は特定ＪＶ代表者】

① 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、建物に係る電気設備工事を施工した経験を有する者。

② 平成23年度以降入札公告日までに完成・引渡しを完了した工事のうち、総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、建物に係る電気設備工事を施工した経験を有する者。

【代表者以外の特定ＪＶ構成員】

① 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、建物に係る電気設備工事を施工した経験を有する者。

② 平成23年度以降入札公告日までに完成・引渡しを完了した工事のうち、総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、建物に係る電気設備工事を施工した経験を有する者。

ウ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ 入札公告日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び実績等の有無を確認できる資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、九州防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）（防整施（事）第150号。28．３．31）に基づく指名停止を受けている期間中でない。

(9) 九州防衛局が発注した「電気工事」のうち、令和６年度及び令和７年度に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上である。

(10) 上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でない。

(11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がない。詳細は入札説明書による。

(12) 日本国内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在する。

(13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でない。

(14) 情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

３ 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のアからカとし、詳細は入札説明書による。

ア　技術提案

「隊庁舎の継続運用のための施工品質の確保と工事中における部隊運用への配慮に関する工夫について」

技術課題に対する着目点等は入札説明書による。

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　企業の信頼性

エ　その他（ワークライフバランス等推進企業の評価及びペナルティ）

オ　賃上げの実施に関する評価

カ　施工体制

(2) 総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、(1)アからオの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。なお、加算点の最高点数は44点とする。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は(1)カの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、「評価点数の合計値」を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

オ　(1)アの評価項目（技術提案）を行わない者にあっては、(1)イからカの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。

(3) 施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

(4) 落札者の決定方法等

ア　入札参加者は、価格及び(1)アからカまでをもって入札を行い、次の各要件に該当する者のうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

(ｱ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(ｲ) 評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らない。

(ｳ) 技術評価点が標準点（100点）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法は電子くじとし、詳細は発注者から指示をする。

(5) その他　受注者の責めに帰すべき事由により入札時の(1)の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減点する。詳細は入札説明書による。

4　入札手続等

(1) 担当部局

〒812－0013　福岡県福岡市博多区博多駅東２－10－７　福岡第２合同庁舎
九州防衛局総務部契約課
TEL　092－483－8829　　FAX　092－472－2345

(2) 入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　令和８年10月30日から令和９年２月２日まで（行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、９時から18時まで。ただし、最終日は17時まで。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター
https://www.dfeg.mod.go.jp

ウ　交付方法　全て、電子データで交付を行う。
文書類　：PDF、Word
図面類　：PDF
数量表等：Excel
申請書類：Word、Excel
なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済みのもの)を(1)に持参、郵送（配達記録が残るものに限る。）又は託送（配達記録が残るものに限る。）（以下「郵送等」という。)、若しくは電子メールにより提出（電子メールにより提出する場合は、(1)の担当部局へ電話連絡するものとする。以下同じ。）するとともに、データを保存するために必要なＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）１枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を持参又は郵送等により提出する。

この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、九州防衛局のホームページより入手可能である。

(https://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/contract/construction/index.html)

(3) 申請書、技術資料及び技術提案の提出期限等

ア　提出期限　令和８年12月11日　12時

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、申請書、技術資料及び

技術提案（以下「申請書等」という。）の容量が10MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

(4) 入札書の受領期限等

ア　受領期限　令和９年１月20日　12時

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送等により提出する。電子メールによる提出は認めない。提出方法の詳細は入札説明書のとおり。

(5) 開札の日時及び場所

ア　日時　令和９年２月３日　13時30分

イ　場所　九州防衛局　会議室

5　その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行福岡支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　九州防衛局）又は銀行等の保証（取扱官庁　九州防衛局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行いまたは銀行等もしくは保証事業会社の契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

なお、入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、提出場所及び提出方法は次のとおりとする。

ア　提出期間　令和９年１月11日から令和９年１月20日（利付国債の提出の場合は令和９年１月20日）までの行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで（12時から13時までの間を除く。）。ただし、最終日は12時まで。郵送等による場合は令和９年１月20日12時必着とする。

イ　提出場所　４(1)のとおり。

ウ　提出方法　持参又は郵送等による。

(3) 契約保証金　　納付（保管金の取扱店　日本銀行福岡支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　九州防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　九州防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し､又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の３以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ　入札に関する条件に違反した入札

(5) 配置予定の監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・シス

テム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、低入札価格調査を行うので、協力しなければならない。

(7) 専任の監理技術者等の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者等とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。

(10) 契約書作成の要否　要。

(11) 技術提案の可否及び評価については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

(12) 本工事に係る申請書等の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出する。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出する。

(13) 関連情報を入手するための照会窓口　上記４(1)に同じ。

(14) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記２(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていない者も、特定ＪＶの構成員となり又は単体として上記４(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、上記２(2)から(4)までに掲げる事項を満たし、かつ、特定ＪＶ又は単体として競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(15) 見積等の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとし、その者のした入札を無効とする。

(16) 提出された見積の金額と入札時に提出された工事費内訳明細書の金額との間に著しい乖離が認められる場合には、開札後にヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、その者のした入札を無効とすることがある。

(17) 詳細は、入札説明書による。